

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を早急に求める意見書

昭和54年国連で「女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約」が採択され、日本はこの条約を昭和60年に批准し、36年余りが経過しました。

しかし、令和4年発表の日本のジェンダーギャップ指数は、146カ国中116位、G7では変わらずの最下位です。性暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントや男女賃金格差など、日本社会での男女間の不平等に対し、法整備や改善を求め女性たちが今も声を挙げ続けています。

条約の実効性を高めるため、1999年に女性差別撤廃条約選択議定書が国連で採択され、締約国のうち114カ国が批准していますが、日本は未だ未採択のままです。

選択議定書を採択することにより、女性差別撤廃条約上の権利を侵害された個人や団体が女性差別撤廃委員会に通報できるという道が開かれます。また、現在、日本の裁判所は、女性差別撤廃条約を判決の判断基準にしていませんが、個人通報制度が使えるようになれば、国際基準が尊重され、日本の裁判所が女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。

国は、「個人通報制度が女性差別撤廃条約の実施に効果的な担保を図るもの」としながらも、20年以上も「検討」し続けているだけです。

よって、中井町議会は国会及び政府に対し、男女格差を無くし、全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、一刻も早く選択議定書を批准するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月9日

神奈川県中井町議会

衆議院議長	細田 博之 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
内閣官房長官	松野 博一 殿

外務大臣 林 芳正 殿
内閣府特命担当大臣 小倉 將信 殿
(少子化対策 男女共同参画)